

神社の正月

匠 探訪
200

松山神社は江戸時代、幕府から10石の朱印地を与えられた市内で唯一の神社でした。1591(天正19)年の「下総国匝瑳松山神領帳」(千葉県指定文化財)からは、屋敷地を含む約2町歩(ヘクタール)の田畑を15軒の農家と7カ寺と神主が耕作し、屋敷地に住む神主は朱印地の約3割を所有したことが知られます。

神社には1年間の行事を記した「年中御祭事社用帳」(1752(宝暦2)年)が伝わっています。それを見ると、正月三日は年男役が神社に詰め若水をくみ神前に供えます。3日が初の祭礼で、7日に七草がゆと妙見の祭礼、13日は鳥居のしめ縄の掛け替えが行われました。

15日に現在も行われている「筒粥」



筒粥神事の様子

は14日夕方から準備にかり、当日の祭事の内容も詳しく書かれています。松山神社の正月の行事は23日の子安大明神の奉社で一区切りとなりま

8(寛延元)年に神社側と2人の農民と1カ寺の間でもめ事があり、幕府の裁許(判決)が出たので、今後の祭事確認のために書かれました。

松山村は旗本が支配する土地と神社領に住む農民とに分かれ、1843(天保14)年ごろの家数は34軒、およそ半数が神社領民であったようです。これらの農民は1カ月に3度順番に境内の掃除をする事、祭礼など7カ寺とともに行事の役割を果たすことなどが決められていました。

社用帳には正月の祭事に続いて4月の東照宮の御祭、9月の野手浜への御浜下り、老尾神社や松山神社境内にまつられる諸社の祭礼、12月の門松飾りまで細かに寺や領民の名前が書かれています。400年以上続く神社と地域の人々のつながりは、今なお強いものがあります。

(市文化財審議会委員・

依知川雅一)

図書館課広報広聴班

この社用帳は174